



1 まずは基本情報を押さえましょう！

ベトナムは近年の経済成長と人口の増加により、国の経済規模が拡大している。またこの10年間で、有望理由の第1位は「安価な労働力」にかわり「現地マーケットの今後の成長性」となっている。(出所:国際協力銀行「2016年度 海外直接投資アンケート結果」)

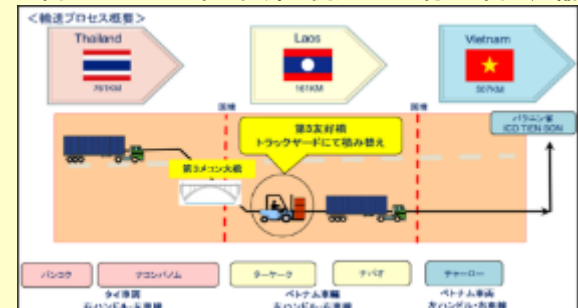
https://www.jbic.go.jp/wp-content/uploads/press_ja/2016/12/53380/sashikae_jan1.pdf



面積	331,210km ² (日本の0.88倍)
人口(2015年時点、国連人口基金推計)	約9,340万人
通貨(2017年5月30日)	ベトナムドン(VND) 100円/20,362ドン 1US\$/22,647ドン
気候	(北部…亜熱帯) 短い冬と春がある (南部…熱帯モンスーン) 雨期と乾期がある
実質GDP成長率(2016年越統計総)	6.2%
GDP/人(2016年IMF)	2,215US\$
消費者物価指数(2016年越統計総)	2.7%
失業率(2016年越統計総)	2.30%(都市部3.18%)
ベトナム日本商工会(2017年5月)	660社
ホーチミン日本商工会(2016年4)	824社
在留邦人数(2015年10月)外務省	14,695人
在日ベトナム人数(2016年6月法務省登録)	180,174人

メコン経済回廊におけるベトナムの位置づけ

【東西経済回廊】
ダナン港からミャンマーのモーラミヤン間。従前、タイのバンコクからベトナムのハノイまでの海上ルートで貨物運ぶのに約2週間かかっていた。当回廊の開通により約3日間に短縮された。



(出所) https://www.jet.ro.go.jp/ext_images/jfile/report/07001154/mekong3.pdf

【南部経済回廊】
ベトナムのホーチミンからタイのバンコクまでを陸路で結ぶ。プノンペンから60kmのネアックルンでメコン河と交差し、従前は橋がないためフェリーを利用していた。日本の支援で橋が開通し渡河時間が約5分に短縮されている。



ハノイ・ホーチミンでの投資関連コスト

		ハノイ		ホーチミン	
(出所)ジェトロセンサー 2017.5月号 (22,540VND/1US\$)		US\$(月)	US\$(年)	US\$(月)	US\$(年)
賃金	一般工	181	3,214	193	4,424
	中堅技術者	346	5,712	349	6,257
	マネージャー	871	14,271	736	11,888
	非製造業 一般職	390	7,104	469	7,585
	マネージャー	971	16,147	1,018	15,976
法定最低賃金		160US\$/月…2016年1月より(ハノイ・ホーチミンとも適用)			
地価	工業団地購入	土地購入は不可			
	工業団地賃料	ハノイ		ホーチミン	
		フォーノイA工業団地0.2 US\$/m ²		アマタ工業団地 0.26 US\$/m ²	
		40年リース/管理費・VAT含まず			
税制	法人所得税	MAX20%(ハノイ・ホーチミンとも適用)			
	個人所得税(7段階累進課税)	5%~35%(ハノイ・ホーチミンとも適用)			
	付加価値税(品目により異なる)	0%、5%、10%(ハノイ・ホーチミンとも適用)			
	日本へのロイヤルティ送金課税	10%(ハノイ・ホーチミンとも適用)			

		ハノイ		ホーチミン	
電気料金	産業用	0.04~0.12 US\$/KWH	2015年3月12日決定 製造業110KVA以上、VAT含、時間帯で変動	ハノイに同じ	
	一般用	0.07~0.13 US\$/KWH	VAT含む、使用量で変動	ハノイに同じ	
水道料金	産業用	0.60 US\$/M3	製造業、VAT5% 環境保護費10%含む	0.50 US\$/M3	製造業、VAT5% 環境保護費10%含む
	一般用	0.31~0.83 US\$/M3	上記税含む、使用量で変動	0.884 US\$/M3	
ガス料金	産業用	1.13 US\$/kg	VAT10%含む	0.69 US\$/kg	VAT10%含む
	一般用	1.07 US\$/kg		1.20~1.21 US\$/kg	VAT10%含む、9/12/48kgの3段階
ガソリン価格	レギュラー	0.75 US\$/L	政府決定価格、VAT10%含む	ハノイに同じ	
	軽油価格	0.57 US\$/L	政府決定価格、VAT10%含む	ハノイに同じ	
輸送費	コンテナ輸送(40FT)	(対日輸出)	850US\$ ハイフォン港→横浜港	317 US\$ カッタライ港→横浜港	
		(対日輸入)	1,200 US\$ 横浜港→ハイフォン港	517 US\$ 横浜港→カッタライ港	
		(対米輸出)	2,700 US\$ ハイフォン港→LA港	1,817 US\$ カッタライ港→LA港	

ベトナムの貿易事情(2016年 越税関総局)

1)貿易額	対日		対世界	
	(単位:US億\$)	対前年比	(単位:US億\$)	対前年比
輸出	146.8	3.8%減	1,766	9.0%増
輸入	150.0	4.6%増	1,741	5.2%増

2)品目	対日		対世界	
	輸出	縫製品、輸送機器・同部品、機械設備・同部品、木材・木工品、水産品		縫製品、携帯電話・同部品、PC・電子機器・同部品、履物、機械設備・同部品等
輸入	機械設備・同部品、PC電子機器・同部品、鉄、縫製品原料、プラスチック原料		機械設備・同部品、PC・電子機器・同部品、布地、鉄鋼、携帯電話・同部品、等	

3)ベトナムの貿易相手国 (2016年、越税関総局)	
輸出	米国、中国、日本、韓国、香港
輸入	中国、韓国、日本、台湾、タイ

4)日本からの直接投資(認可額) (2016年、越外国投資庁)	
21.6US億\$ / 外国全体209.5US億\$	

直近5年間の成長率は
2012年5.2%、2013年5.4%、2014年5.98%、
2015年6.68%、2016年6.21%
出所:外務省
<http://www.mofa.go.jp/mofai/area/vietnam/data.html#section4>ほか

2 ビジネスには現地拠点が求められる！ 現地状況のチェックはベトナムの国際展示会で！

輸出でも現地拠点が有用です。営業、ショールーム、在庫機能、メンテ機能など現地パートナーにどこまで求めて販路開拓するのかを事前に研究しましょう。展示会はその格好の機会の場です。



出所:JETRO「はじめてのベトナム進出」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/reports/2015/pdf/07001109_2/vn_firsttime201503r

ホーチミン開催



*Plastic & Rubber Industry Exhibition
2017年9月13日~16日
プラスチック、ゴム関連
<http://www.vietnamplas.com/hcm/>



The 17th Vietnam Printing, Packaging & Food Processing Industrial Exhibition
2017年10月5日~10月8日
☆印刷機械、包装機械
☆食品加工機械、設備
<http://www.vietnamprintpack.com/>



*METALEX Vietnam 2017
2017年10月12日~10月14日
工作機械、シート加工、溶接技術、FA
<http://www.metalexvietnam.com/>



2017 The 17th Vietnam Int'l Textile & Garment Industry Exhibition
2016年11月22日~11月25日
織物機械、紡績機械、編機、織機、洗浄機械
<http://www.vtgvietnam.com/>

ハノイ市開催



Vietnam Manufacturing Expo2018
2018年8月8日~10日
工作機、金属加工技術、Tool、溶接技術、自動車部品
<http://www.vietnammanufacturingexpo.com/>



NEPCON Vietnam 2017
2017年9月13日~9月15日
表面実装機器、計測機器、電子機器製造サービス
<http://www.nepconvietnam.com/>



Industrial COMPONENTS & SUBCONTRACTING VIETNAM 2017
2017年9月13日~15日
工作機(金属切削/形成)、包装機、プラスチック
<http://www.icsvexpo.com/en/index.html>

(注)法律・政令の解釈・運用は日々変更があり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新法律・政令の原典を確認ください。

(注)当商談会マニュアルは2017年6月現在のもので、情報の正確性の確認・採否はおお客様の責任と判断で行ってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。

中小機構CEO商談会活用マニュアル【ベトナム国 販路開拓 編】



1 ベトナムは、裾野産業の育成に注力している。

裾野産業		需要の産業							
項目	製品、サービス	繊維	二輪車	家電製品	家電(AV)	金属加工、型、純造型、組立	オフィスの設備	四輪車(バス、トラック)	四輪車(乗用車)
部品生産 (ハイテク使用)	溶接							*	*
	プラスチック各種加工							*	*
	ゴム							*	*
	鍛造、圧力鍛造							*	*
	ガラス							*	*
設備	電気部品		*	*				*	*
	電子部品							*	*
原材料	型				*			*	*
	ペンキ				*	*	*	*	*
処理技術	プラスチックの粒			*	*	*	*	*	*
	熱処理						*	*	*
	表面の処理		*				*	*	*

【ベトナムにおける裾野産業の特徴】

- ① 市場規模はまだ小さく、また部品供給のためのTier1、Tier2クラスの企業がない。
- ② 基礎的材料(鉄、鉄鋼、プラスチックの原料、ハイテックゴム、基本化学物質、電子部品、綿、糸、皮革等)のものづくりが不足している。
- ③ ベトナム裾野産業部品の生産技術(鍛造、鋳造、型作り)レベルや生産管理能力が低い。

ベトナム裾野産業では、外資企業でさえ材料や部品の現地調達に苦しんでいる。

＜各産業の現地調達率＞

- ・自動車産業(9席車両)・・・7～10%
- ・繊維産業、衣類産業・・・51%
- ・履物産業・・・20～25%

- ① 国は、本プログラムに参加するベトナム企業1,000社を支援し、130社を完成品の製造・組立のダイレクトサプライヤーとする。
- ② 国は、コンポーネツ・スペア部品・素材のテスト製造における技術移転等を採用する研究開発を支援する。1,000社の調査を支援し、500社を採用する
- ③ 国は、裾野産業に関する情報WEBサイトの設置及び運用を政府予算で実施する。

出所:Truong Thi Chi Binh氏著
(ベトナムの裾野産業及び投資国の日本に対する期待)

【ベトナム政府の対応策】

～2025年には国内製造業の需要の65%充足を目指す～
(フック首相決定68/QD-TTg号2017年1月18日公布)
目標国内調達率 ～2020年度・・・45%
～2025年度・・・65%

2 ベトナムへ輸出する際、

小物・サンプルならここからスタートできます！

【WEB+国際宅配便+カード決済】

INVOICE

即日見積もり(Email)

カード決済

国際宅配便で7日以内でお届け

輸出者	輸入者
輸出条件	輸入者と同じ
具体的な商品名・型式等 運賃、運送保険、梱包費	
銀行名・支店名・口座番号・住所など	輸出者サイン



配送エリアやサービス条件、お客様のご意向などにより、ご賢察ください。

国際宅配便【一例】

EMS Express Mail Service
<http://www.post.japanpost.jp/int/ems/>

YAMATO GLOBAL LOGISTICS JAPAN CO., LTD.
<http://www.y-logi.com/>

DHL
<http://www.dhl.co.jp/>

配送状況を確認できる追跡サービスや付保できる損害賠償制度がありますので、ご確認ください。
 EMSの場合：**サイズ・重量制限**は、長さ：1.5Mまで、長さ+胴回り＝3mまで。**最大重量**は30kg迄です。
 ベトナム全域で、価格の目安は5kgで6,300円、10kgで10,500円、30kgで26,500円。日数の目安は6～7日です。

決済代行【一例】

<http://www.paypal.jp>

<http://www.j-payment.co.jp/>

<http://www.cardservice.co.jp/>

<http://www.veritrans.co.jp/>

海外に現地法人を設立することなく、日本国内法人と決済代行業者との契約のみで外貨建ての**クレジット**カード決済の導入ができます。一般に、決済できる金額は1契約100万円迄です。

(注)法律・政令の解釈・運用は日々変更があり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新法律・政令の原典を確認ください。

輸出にトライ、まずその前の確認事項

(なお契約関係の知識は、下記③ お役にたつWEBサイト【貿易実務の知識】をご一読ください)

1)主な輸入禁止品目

- ・武器関連 (武器/弾薬/軍事技術設備など)
 - ・中古消費財 (家電製品/医療器具/衣服/車など)
 - ・有毒化学品
 - ・中古機械・装置
- 中古機械・設備・技術ラインの輸入に関する通達23/2015/TT-BKHON(以下、通達23号)が2016年7月1日から施行された。中古機械などの輸入に際して、理由の添付などが必要となる。通達23号の運用は、科学技術省側の裁量で判断される余地が多分に残されており、制度が安定化するまでにはしばらく時間を要することが予想される。
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2016/07/694897b626046953.html>

機械用途	使用期間
農業生産用、郵便事業用	3年以内
アルコール・ノンアルコール飲料用	
地質、鉱物分野	
造船、同修理用	7年以内
会場での石油・ガスコンビナート建設用	
交通インフラ建設用	
印刷産業用	
沖合漁船用船舶エンジン	10年以内
印刷産業用中綴じ製本用	
オフセット・グラビア・フレキソ印刷用	15年以内
上記以外	5年以内

(通達20/2014/TT-BKHON号)

2)主な輸入管理品目

- ・文化製品(書籍やCD/DVD)、化粧品、パソコン、携帯電話など
 - ・一般消費財、医薬品など
- 輸出入管理品目の所轄官庁は商工省の直接管轄ですが、品目によっては関連する所轄官庁と協議され、別途各品目の詳細規定は各省によりガイドラインや通達によって定められます。

出所:http://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/vn/trade_02/pdfs/vietnam_import_regulation.pdf

4)ベトナムの輸入関税と付加価値税

- ・標準関税率：最惠国税率(MFN)より50%高く設定されている。
 - ・優遇関税率：最惠国待遇をとっている通商国からの輸入物品に適用
 - ・特別優遇関税率：ATIGA(アセアン域内共通効果特惠関税) AJCEP(日本・ASEAN包括的経済連携協定)
 - ・その他：個別の税率
- 【輸入関税引下げ対象】
 ☆電子部品および付属品(HSコード) 7011、8504、8518、8522、8529、8532、8533、8540、2009、3304、3307、3922、8517、8708
- 【輸入関税引上げ対象】
 ☆自動車および自動車部品(HSコード) 8702、8703
 乗客輸送用の新車の税率：70%→83%に引き上げ
 車両部品：3～5%に引き上げ

この他、付加価値税(VAT)=(CIF + Duty) x 基本10%

3)ベトナムの知的財産権

- 【商標】
 出願日から10年間の保護。無限に更新できる。ただし法的保護は登録日からのみ開始される。
- 【特許】
 特許は出願日から20年間。存続期間の延長は理由の如何にかかわらず認められない。審査請求期限は出願公開日から42か月以内。実用新案は36か月以内。参考文献:INPIT特許研究 No.47
<http://www.inpit.go.jp/content/100030616.pdf>

【関税率引き下げスケジュール】

ベトナム財政省は2014年12月30日、ASEAN物品貿易協定(ATIGA)をはじめとする5協定の2015～2018年の輸入関税率の引き下げスケジュールを公表した。
 当地日系企業が特に高い関心を示しているのが、ATIGAとASEAN中国自由貿易地域(ACFTA)。ATIGAは2018年までに全品目の97%、ACFTAは90.3%の関税が撤廃される。
 【2015年に関税が撤廃された具体的な品目】
 動植物油、プラスチック、プラスチック原料、インテリア、木工製品、設備機械、パソコン、電子部品、衣料織布、縫製付属品、縫製品、靴製品に使用される皮革、一部鉄鋼製品。
 さらに2018年には588品目が0%となり、全体の90.3%が自由化される。2018年に撤廃される588品目は2015～2017年は同じ税率となる。出所(通商弘報 54bc711581268)

HSコードとは、「輸出入統計品目番号」、「関税番号」、「税番」のこと。税関で輸入申告書に記載する関税額は、関税率に基づいて計算されます。どの品目番号に該当するか、が輸入通関の時点でよく問題になりますので、カタログや契約書、注文書などを用意しておくことをお勧めします。

3 お役に立つWEBサイト

【輸出申請が必要な貨物の申請方法】

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/apply01.html>

【知的財産権】

www.inpit.go.jp/katsuyo/gippd/index.html

【通関業者をお探しの方へ】

<http://tsukanogyo.or.jp/search/>

【貿易実務の知識】

<http://www.jccci.or.jp/hoken/plkaigai.html>

【中小企業海外PL保険制度】

日本商工会議所
 The Japan Chamber of Commerce and Industry

【経済連携協定EPAの知識】

<http://www.smrj.go.jp/doc/tool/bouekizitsumuhen.pdf>

動画で見ると特定原産地証明書申請手続き

www.jccci.or.jp/international/certificates-of-origin/epa-dougai/index.html

(注)：当商談会マニュアルは2016年6月現在のものです。情報の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。

1 ベトナムの投資環境は改善の一途。

魅力は親日的国民、優れた労働力、チャイナ+1、タイ+1などのビジネス機会により、日系中小企業の海外進出希望先として人気を集めている。

FDI(外国直接投資)誘致の重点目標

- ①環境に配慮された最新の技術を使用する付加価値の高いプロジェクト
- ②大規模な製造プロジェクト、競争力のある商品製造を誘致し、グローバル・バリューチェーンに参加する
- ③工業プロジェクトは加工から生産に移行することを奨励
- ④インフラシステム開発プロジェクト、高度人材育成、研究開発、最新のサービスの提供プロジェクト等
- ⑤農業やハイテク農業の情報技術やバイオテクノロジープロジェクト

*FDIとは企業による長期の海外投資、国際間資本移動のこと。投資先企業の経営を支配したり、経営に参加したりする目的で行う。

出所：ベトナム外国投資庁副長官グエン・ノイ氏講演資料(日本アセアンセンター2016年10月)

2) 優遇措置

a) 輸入関税が免除されるケース(例)

- ①貿易フェアや展示会出品のための一時的輸入物品
- ②委託加工契約のもと、輸出加工用に輸入された物品
- ③特別奨励投資分野、奨励投資分野、or 社会的/経済的条件が困難な地域への投資やODAについて、固定資産形成のために輸入された物品
- ④BOT企業やそのサブコントラクターによって輸入される物品 (BOT= build, operate and transfer)
- ⑤石油ガス事業のサービスのために輸入される物品
- ⑥科学研究や技術開発活動で直接使用するための輸入物品
- ⑦特別奨励投資分野or特に社会的経済的な条件が困難な地域へのプロジェクト、機械・電気電子部品の製造プロジェクトでは、生産のために輸入される原材料、供給品、部品は、**生産開始から5年間、輸入関税が免除**される。
- ⑧ベトナム国内では生産できない半製品、奨励投資分野のプロジェクトの生産のために輸入される、特別奨励投資分野or特に社会的経済的条件が困難な地域へのプロジェクトの生産のために輸入される場合、輸入関税が**生産開始から5年間免除**される。

b) 新規投資企業の法人税の優遇措置

法人税率	条件	優遇期間(営業開始後)
20%	一般的な企業所得税率	
17%	社会経済的に困難な地域 家畜・家禽・漁業向けの飼料の生産 農業機械、省エネルギー製品、高級鋼 伝統的な産業 売上高が200億ドン(百万米ドル)以下の企業の所得	10年間
15%	経済的に困難な地域以外における農業、水産業で営業している植栽、畜産、加工企業	全期間
10%	社会・経済的に特別に困難な地域 経済区・ハイテクパーク、研究開発地区、ソフトウェア、特別に重要なインフラ、環境保護、大規模工場 社会的分野(教育、訓練、医療、文化、スポーツ、環境等) 農業、社会住宅開発等	15年間 全期間

また、優遇対象となる案件は一定期間で免税・減税される。**免税期間は最大4年間で、その後9年間は50%減税**

出所：ベトナム外国投資庁副長官グエン・ノイ氏講演資料(日本アセアンセンター2016年10月)

3) 外国投資規制

投資法および投資法施行細則108条による規制

- ★投資禁止分野
国防、国家安全、文化遺産、規制化学・有毒品など
- ★条件付き投資分野
不動産事業、輸出入・流通事業など
(輸出入および流通分野は外資100%現地法人が2009年1月より認められている)

このほか、首相承認が必要な投資分野投資法施行細則37条による電力事業・通信事業に規制がある。また、工業団地・輸出加工区・ハイテク団地・経済区の管理委員会案件や省レベル人民委員会案件の規制がある。

4) 地域別投資の動向

北部地域(ハノイ、ハイフォン、红河デルタ) **北部地域における進出案件は、製造業50.4%、非製造業49.6%とほぼ均衡している。**投資先は首都ハノイ市、ハイフォン港を有するハイフォン市、ハノイ市からの交通インフラが整備されている省への投資が中心となっている。中でもハノイとハイフォンを結ぶ国道5号線付近に進出する企業が多い。産業は伝統的にアパレル、手工業、農業、食品加工業が活発。

出所：JBICベトナム投資環境第5版より作成



中部地域(ダナン、クアンナム省) **中部地域における投資先は、ダナン市が中心である。東西回廊の起点でラオス、タイ、ミャンマーへ繋がる交通の要衝。リゾート開発、観光業、漁業が盛ん。**また、中部地域にはトゥアティエン・フエ省チャンマイ・ランコ経済区、クアンナム省チュウライ経済区、クアンガイ省ズンクワット経済区など、優遇税制等の恩恵を受けられる経済区が集中している。

南部地域(ホーチミン、ドナン省、ビンソン省) **南部地域における投資分野は、製造業41.7%、非製造業58.3%と非製造業の割合が高い。**ホーチミンは国内最大の商業都市で最大の消費市場。アセアン市場へのアクセスも良く、海上輸送も活発。国内で最も産業集積が進み、部品調達を選択肢も多いが、渋滞、土地・オフィスの賃料高、中間管理職の採用難が問題。具体的な業種としては、コンサルティング、IT、小売り・流通が多く進出。地方省への投資では、縫製関連企業や靴、ワイヤーハーネスなどを取り扱う労働集約型企業が多い。

地域別工業団地、入居企業などの情報は左記のURLがお役に立ちます。

- http://www.jetro.go.jp/ext_images/lf/lf/report/07001881/report_industrialpark_data_rev.pdf
- http://www.jetro.go.jp/ext_images/lf/lf/report/07000252/data_201106.pdf

(注)法律・政令の解釈・運用は日々変更があり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新法律・政令の原典を確認ください。

2) ベトナムで会社を設立するための基礎知識

～新しい「投資法」と「企業法」が2014年11月26日に交付、2015年7月1日から施行。投資禁止分野が51から6分野へ、**2017年1月から条件付き分野が276分野から243分野へと改善。**ただ具体的な事項は、政令や通達によるところが多いので、都度、ご確認ください～

1) 会社設立の手続き

外国人投資家がベトナムで会社を設立する場合、出資金額、定款資本金、事業内容、投資実施場所、人材採用計画、環境対策、プロジェクト設計、建設等の経営に関する計画を提出する必要があります。

現地で中心的に窓口的役割となる政府機関

①計画投資省(MPI) : Ministry of Planning and Investment

②外国投資庁(FIA) : Foreign Investment Agency

計画投資省に属するFIAは、ベトナムにおける外国投資を促進し、管理する行政機関です。ハノイに本部と6部門があり、ハノイ、ダナン、ホーチミンの3カ所に投資促進センターを設けています。

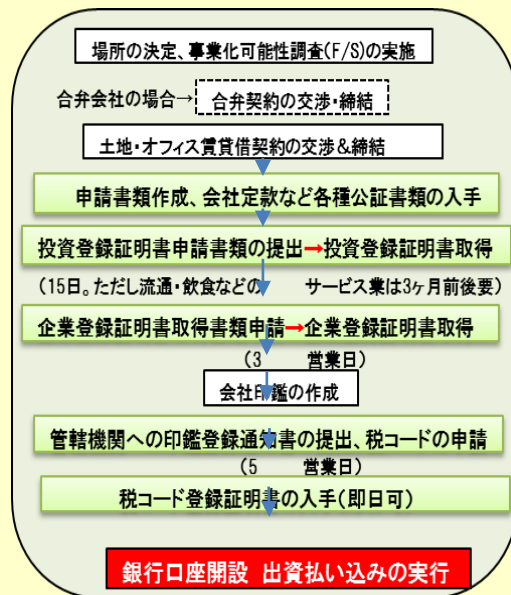
【日本での相談窓口】

東京	Mr. Nguyen Van Ba	lanba75jp@yahoo.com.jp
	Mr. Nguyen Xuan Tien	xtienmpi@yahoo.com
大阪	Consulate General of Viet Nam in Osaka	Tel: 72-221-6666

【JAPANDESK】

JICAが外国投資庁(FIA)の南部投資促進センター(IPCS)と連携して、南部へ進出した日系企業または進出の予定がある日本企業に対して駐在しているJICAの専門家が各種の支援をしています。

【日本の関連団体】
 在ベトナム日本国大使館: <http://www.vn.emb-japan.go.jp/>
 ホーチミン日本領事館: <http://www.hcmc.ja.mof.go.jp/vietnam/office/>
 ベトナム日本商工会(JBAV): <http://jba.vn/index.php/ja/>
 ホーチミン日本商工会(JBAH): <http://www.jbah.info.vn/ja/index.php>
 ダナン日本商工会(JBAD): <http://www.jbad.vn/index.php>
 日本貿易振興機構(JETRO): <http://www.jetro.go.jp/vietnam/>
 国際協力機構(JICA): <http://www.jica.go.jp/vietnam/office/>
 (JAPANDESK) <http://www.jpdesk.com.org/outline.html>
 ベトナム日本人材協センター(VJCC): <http://ja.vjcc.org.vn/>
<http://vjcchome.org.vn/blog/>



出所：新しい2014年改正投資法 No. 67/2014/QH13号より作成

2) 進出・投資の形態

進出・投資形態	内容
①100%外資企業	外国投資家が全額出資し、会社を設立する投資形態。単独でも複数の外国企業による投資でも可能。多くのサービス分野では100%独資(外資)が認められているが、一部のサービス分野(運輸業等)では、依然、100%独資(外資)が規制されている。
②合併事業	ベトナム企業(国営・民間・個人)と外国投資家の双方が出資し、合併契約に基づいて会社を設立する投資形態です。なお投資登録証明書の審査は、外資100%でも1%でも、同様に実施されます。またベトナム人からの「名義借り」は トラブルが多発 しています。「利益が出て海外に配当できない」「利益を外貨で受け取れない」「事業清算時にも残金を海外送金できない」ことがありますので要注意!
③支店・駐在員事務所	法律事務所、会計事務所、銀行等による支店開設など。 駐在員事務所 は、市場調査、情報収集、委託加工の管理を目的とするもので 営業活動は認められていない。

進出・投資形態	内容
④その他(委託加工等)	委託加工には、加工賃で製品を買い取る方式(無償委託加工方式)と、原材料を有償で支給し、原材料費プラス加工賃で製品を引き取る方式(有償委託加工方式)がある。また、プロジェクト毎に建設許可を受けて施工の契約により事業を行う 建設据付工事契約 、特許・ノウハウを供与し対価を得る 技術移転契約 、ベトナムの販売店を利用して販売する 代理店・販売店契約 などに基づく事業形態がある。

このほか、出資可能な比率を投資分野毎に政府が規定している**間接投資**(株式購入、合併・買収)や、道路、港湾、空港、鉄道、橋梁、水道、電力等のインフラ建設事業を行う際に用いられる**①BOT(建設・運営・譲渡)契約**、**②BTO(建設・譲渡・運営)契約**、**③BT(建設・譲渡)契約**がある。

外資系企業の土地所有権の取得方法は、①国家から土地の割当てを受ける②第三者から土地所有権を購入する③土地(所有権)リースを受ける 3つの方法があります。しかし外国投資家は、①②が認められていないので、上記③の国等の一定の者から土地所有権のリースを受けるか、現地ベトナム側パートナーに合併会社に対し土地所有権を出資してもらう方法で土地所有権を取得することになります。 出所：JBICベトナム投資環境第5版より作成

3) 会社設立の一般的な形態

- ① **有限会社**
現在最も一般的な会社形態であり、これまで日本人投資家の参加するベトナムでの会社設立登録のうち、有限会社の形態が8割以上と言われている。主な特徴は以下のとおり。
a)出資者(個人または組織)が1名の会社は「1人有限会社」、2名以上の会社は「2人以上有限会社」と呼ばれる。出資者数の上限は50名。
b)出資者は会社設立日から90日以内に、購入登録株式相当額の納付を完了する。

- ② **株式会社**
主な特徴は以下のとおり。
a)会社創立株主数は3名以上、出資者数の上限なし。
b)出資者は、他者へ自身の株式譲渡を自由に行う権を持つ。ただし、投資証明書の発給から3年以内は、株主総会の合意が必要。
c)出資者は会社設立日から90日以内に、購入登録株式相当額の納付を完了する。
d)株式会社の社長は、他社の社長を兼任できない。

出所：JBICベトナム投資環境第5版より作成

(注)：当商談会マニュアルは2017年6月現在のものです。情報の正確性の確認・採否はおお客様の責任と判断で行ってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。